

# 令和3年度

## 前期

### 授業料免除・徴収猶予の出願要項

#### 【留学生 在学生】

#### 制度の趣旨

本制度は、「経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者」、「学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者」及び新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変し、授業料納付が困難と認められる者などについて、納付すべき授業料の全額又は一部を免除、あるいは徴収猶予し、修学を支援するためのものです。

制度の趣旨を十分、理解した上で申請してください。

#### ■ 申請手続

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 受付期間 | 3月26日(金)、29日(月)～31日(水)          |
| 受付時間 | 8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。) |
| 受付場所 | 学生課 ①番窓口                        |

- ・原則、学生本人が窓口持参により申請してください。
- ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡してください。
- ・事前に連絡が無く、期間中に申請しない場合は、いかなる理由であっても一切申請を受け付けません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、受付期間及び方法等に変更がある場合は、大学HPに掲載します。

#### ■ 注意事項

- ・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。  
(新型コロナウイルス感染症の影響による申請の場合は、家計基準のみで選考を行います。)  
申請しても授業料免除及び徴収猶予が許可されるとは限りません。  
不許可の場合に備え、納入の準備を行っておいてください。
- ・授業料免除及び徴収猶予の申請者は、選考の結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。  
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。  
訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。  
※訂正印は不要です。
- ・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで申し出てください。
- ・申請書類の記入事項確認のため、申請受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きたりすることがあります。
- ・不明な点は、申請書類提出日までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課奨学・就職支援グループ(①番窓口)  
受付時間:8:30～17:00(12:30～13:30を除く。)  
電話番号:075(644)8165  
※問い合わせ等は、申請者(学生)本人が行ってください。

京都教育大学

## 1. 授業料免除申請の対象者

別紙「申請対象条件一覧表」の対象条件において、B区分又はC区分いずれか該当する者が対象です。

## 2. 提出書類

提出が必要な書類は以下の4種類です。

### ■全員が必要な書類

■＜B区分(新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項)に該当し、申請をする者＞  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる家計支持者の書類

■日本に居住している家族がいる場合に提出する書類

■該当者のみ提出する書類

- ①【必要書類確認表】にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。
- ②提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、申請者本人はその内容を熟知しておいてください。
- ③必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。  
ただし、提出時点で未発行の書類(兄弟姉妹の学生証等)があるなど、やむを得ない事情により、提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を伝えとともに、発行され次第、速やかに学生課(①番窓口)まで提出してください。
- ④選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus(メール)等で連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。

## 3. 授業料免除・徴収猶予の対象者の選考

### ■家計基準(年間収入及び年間所得額上限(目安))

| 【大学院(留学生)】 |             | 本人<br>通学区分 | 一部免除 上限参考額<br>(単位:万円) |                        |
|------------|-------------|------------|-----------------------|------------------------|
| 世帯人数       |             |            | 給与所得者                 | 給与所得者<br>以外<br>(事業所得等) |
| 1人         | 本人 単身生活者    |            | 自宅                    | 381                    |
| 2人         | 本人/配偶者(有職者) | 自宅         | 535                   | 313                    |

※①この上限額は申請する際の目安として参考にしてください。

②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、不許可となる場合があります。

③給与所得者の年間収入は、給与明細等の「支払金額」により計算します。

＜B区分で申請した場合＞給与明細等の「支払金額」直近1ヶ月(令和3年2月)分の12倍に  
賞与見込み額(令和3年度)を合計した金額です。

④給与所得者以外の年間所得は、収入・売上額から必要経費を引いた後の「所得額」により計算  
します。

＜B区分で申請した場合＞売上額直近1ヶ月(令和3年2月)分から必要経費(令和3年2月分)  
を差し引き、12倍した金額です。

⑤収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。

⑥家族に障害者、長期療養者、単身赴任者がいる等の場合は、所得額から一定額を控除して計  
算します。

■学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者 ※B区分で申請した場合は、学力基準はありません。

①②両方の条件を満たすこと。

①1年次の修得単位数(学部開設授業科目を除く)「合」・「認定」を算入)

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 2年生 | 16単位以上<br>※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者 |
|-----|---------------------------------------|

②学業成績(学部開設授業科目を除く):「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1 にそれぞれ換算し、1単位あたりの平均値が3.0以上の者(小数点第二位を四捨五入)

※学力基準外の者が申請しても免除にはなりませんのでご注意ください。

#### 4. 授業料免除の額について

- B区分で申請した場合の授業料免除の額は、その期に納付すべき授業料の全額又は半額です。
- B区分以外で申請した場合の授業料免除の額は、その期に納付すべき授業料の全額又は一部です。
- 選考は各期(前期・後期)に行います。今期許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、次期も免除を希望する者は、あらためて申請してください。
- 長期履修学生の大学院生が、修業年限の短縮を申請し許可された場合、年度を繰り上げて納めることになる授業料は、免除対象となりません。

#### 5. 授業料免除・徴収猶予の可否について

- 授業料免除及び徴収猶予の可否については選考の上、決定次第、LiveCampusに登録した本人住所宛に通知文書を発送します。(6月～7月予定)
- LiveCampusの本人住所について、必ず最新のものであることを確認しておいてください。
- 免除及び徴収猶予の申請をした者は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

#### 6. その他

- B区分で申請した者が、申請対象者の要件を満たさなかった場合は、C-1区分で審査を行います。
- 故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
- 虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消し、授業料を徴収します。
- 提出された書類は、授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

## 【必要書類確認表】

### ■全員が必要な書類

| 提出書類                                                |
|-----------------------------------------------------|
| 授業料免除及び徴収猶予願チェックシート(R様式①)                           |
| 授業料免除及び徴収猶予願(R様式②)                                  |
| 家庭調書(R様式③)                                          |
| 就業状況証明書・申立書(様式H)<br>※アルバイトをしていない場合は、「□無」にチェックをして提出。 |

### ■新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる家計支持者の書類

| 提出書類  |                                                       |                                                                                                  | 該当に○をつける |
|-------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 申請区分  | 【B-1】<br>公的支援の受給証明書<br>を提出する場合                        | 日本国や日本の地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書                               |          |
|       | 【B-2】<br>収入減少後の所得が<br>昨年度の所得と比較し<br>1/2以下となっている<br>場合 | 令和2年1月～令和2年12月の1年間の収入がわかるもの(令和2年分源泉徴収票、確定申告書、「収入状況証明書・申立書」(様式A)に前年(令和2年1月～令和2年12月)分の収入を記入したものなど) |          |
| 所得の種類 | 給与所得者                                                 | ①給与年間見込額計算書(様式イ)<br>②令和3年度2月分の給与明細(写)    ①、②両方提出                                                 |          |
|       | 給与所得者以外<br>(事業等)                                      | ①所得金額計算書(様式ロ)<br>②令和3年度2月分の売上及び必要経費がわかる帳簿(写)<br>①、②両方提出                                          |          |

■日本に居住している家族がいる場合に提出する書類

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる家計支持者の書類と重複する場合は、1部で可

【所得を証明する書類】 ※日本に居住する家族全員分(就学者を除く)

| 世帯の状況                                          |                            | 提出書類                                                                                                                                                                                                                                                                            | 該当に○をつける |
|------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 給与所得者<br>※パート等の非正規雇用者を含む<br>※就学者のアルバイト収入分は提出不要 | 令和2年1月以降勤務先変更なし            | ■会社員・公務員等<br>・令和2年分の確定申告をされた方<br>令和2年分確定申告書控(第一表・第二表)(写)<br>・令和2年分の確定申告をされていない方<br>令和2年分源泉徴収票(写)<br>※複数ある場合は全ての源泉徴収票を提出<br>■源泉徴収票の無い有職者(パート・アルバイト等)<br>「収入状況証明書・申立書」(様式A)<br>①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。<br>②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。<br>①、②いずれかの方法で証明してください。 |          |
|                                                | 令和2年1月以降新規採用・勤務先変更あり       | 「収入状況証明書・申立書」(様式A)<br>①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。<br>②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。<br>①、②いずれかの方法で証明してください。                                                                                                                                                        |          |
|                                                | 令和3年4月就職者                  | 「収入状況証明書・申立書」(様式A)<br>会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与含む。)を添付してください。                                                                                                                                                                                           |          |
| 給与所得者以外(事業者等)                                  | 個人事業主<br>自営業・農業等<br>不動産等収入 | 令和2年分確定申告書(第一表・第二表)(写)                                                                                                                                                                                                                                                          |          |
|                                                | 外交員収入                      | 令和2年分確定申告書(第一表・第二表)(写)又は報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(写)                                                                                                                                                                                                                                   |          |
| 就学者と就学年齢に達していない者以外の家族全員分                       |                            | 市区町村役場発行の「令和2年度(令和元年分所得)課税証明書」【原本】<br>※所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。<br>(課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の証明が必要です。))<br>※所得金額・課税額・控除の内訳を含む、全項目証明を提出してください。                                                                                                                      |          |

■該当者のみ提出する書類

| 世帯の状況                     |                                          | 提出書類                                                                              |                                                        | 該当に○をつける |
|---------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------|
| 就学生<br>(高校生以上)<br>※夫・妻を含む | 【国立】大学生・大学院生・高等専門学校4,5年次生                | 「在学及び授業料免除状況証明書」(様式 I)<br>所属学校に記入を依頼し全員提出<br>※申請無し、不許可の場合も提出<br>※令和3年4月現在の在学(予定)校 |                                                        |          |
|                           | 上記以外                                     | 在学証明書又は学生証の写し<br>※令和3年4月現在の在学(予定)校<br>※在学期間がわかる部分の写しも提出<br>※在学証明書は各学校の様式で可        |                                                        |          |
| 障害者関係                     |                                          | 下記①～④のうち該当するものの写しを提出<br>①身体障害者手帳<br>②療育手帳<br>③介護保険被保険者証(要介護3以上)<br>④精神障害者保健福祉手帳   |                                                        |          |
| 長期療養者                     | 現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は、療養を必要と認められる者がある場合 | 高額療養費払戻しなし                                                                        | 「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)                                   |          |
|                           |                                          | 高額療養費払戻しあり                                                                        | ①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)<br>②高額療養費の払戻し額を証明するもの<br>①、②両方提出 |          |

※ 長期療養者とは

現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者を指す。

★その他

- 提出書類は、一部を除き必ず最新のものを提出してください。  
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。
- 最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますが、そのまま提出してください。
- 一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

## [提出書類記入要領]

### 1. 授業料免除及び徴収猶予願

記入にあたっては本要項を熟読し、申請者本人が記入してください。  
不備があれば申請できない又は選考の対象から除外される場合があります。  
「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。

- ①「編入学・休学・留学等特記事項」欄  
編入学・休学・留学等がある場合は、期間等を記入してください。
- ②「授業料免除及び徴収猶予の申請区分」欄について  
申請対象条件一覧表から該当する申請区分(例:A-1)を記入してください。  
【学部生】新型コロナウイルス感染症対応制度で申請する者・・・A区分及びB区分、両方記入  
それ以外の者・・・A区分及びC区分、両方記入  
【大学院生・専攻科生・留学生】・・・B区分又はC区分、いずれか記入
- ③「授業料免除及び徴収猶予の申請理由」欄について  
授業料免除及び徴収猶予の申請に至った理由を具体的に記入してください。  
具体的な記入が無い場合は、選考の対象から除外される場合があります。

### 2. 家庭調査

- ①「家族状況・所得の種類」欄
  - 日本と出身国にいる家族全員の氏名・年齢を、就学者以外の家族と就学者に分けて記入してください。  
【就学者以外】欄
  - 日本に居住している家族(就学者を除く)について、前年の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。
    - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入してください。
    - ・就学者と就学年齢に達していない者を除き、日本に居住している家族全員について、所得を証明する書類と、市区町村が発行する「令和2年度(令和元年度分所得)課税証明書」の添付が必要です。
  - 【就学者】欄
  - 日本に居住している申請者本人以外の就学者(夫・妻を含む)について、令和3年4月現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付けて学校名、学年を記入し、通学区分に○を付してください。  
※国立大学生・大学院生・高等専門学校4, 5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I)を所属学校(令和3年4月現在の在学(予定)校)に記入を依頼し、提出してください。  
申請無し、不許可の場合も提出してください。  
その他の就学者は在学先の在学証明書か学生証(写)を添付してください。なお学生証には有効期限の記載が必要です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。  
申請時に添付できない場合は、4月以降に早急に提出してください。
- ②「家計状況」欄
  - 家族数を記入し、平均的な一ヶ月の収入と支出について月額を記入してください。  
※『就業状況証明書・申立書(申請者用)』(様式H)を提出してください。
  - 【奨学金 その他】
  - 給付型奨学金の名称、月額を記入してください。  
※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には金額・受給期間の記載が必要です。  
※現在受給中又は、令和3年4月以降に受給予定の給付型奨学金について記入してください。
- ③「家庭事情」欄

本人及び日本に居住している家族について、該当していれば記入し、証明となる書類を添付してください。

【障害者等のいる世帯】(心身に障害のある者がいる世帯)

  - 続柄を記入し、該当の□に✓を付してあわせて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護3以上)、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出してください。

【長期療養者がいる世帯】(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要と認められる者がいる世帯)

  - 続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付けてください。  
「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。  
※必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。

【風水害等による災害】

  - 被災した年月、必要事項を記入し、「被災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。  
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。

◇申請対象条件一覧表

【別紙】

【説明】学部生：◎及び○から1種類ずつ該当が必要      学部生以外の者：○から1種類の該当が必要      ☐ :選択不可

| 対象条件                          | 申請対象者                                                         | 申請区分 | 備考                                                                                    | 学部生 |      |        | 大学院生<br>専攻科生<br>留学生 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|--------|---------------------|
|                               |                                                               |      |                                                                                       | 新入生 | 新2回生 | 新3回生以上 |                     |
| A区分<br>日本学生支援機構給付奨学金に関する事項    | 給付奨学金・採用者                                                     | A-1  | 支援区分外の者                                                                               |     | ◎    | ◎      |                     |
|                               |                                                               | A-2  | 支援区分Ⅱ又はⅢの者                                                                            |     | ◎    | ◎      |                     |
|                               |                                                               | A-3  | 支援区分Ⅰの者で、適格認定(学業成績等に係る基準) <sup>※1</sup> により令和3年4月より廃止となる見込みの者                         |     | ◎    | ◎      |                     |
|                               | 給付奨学金・不採用者                                                    | A-4  | 令和2年度給付奨学金・二次採用(後期)で、家計基準により不採用となった者                                                  |     | ◎    | ◎      |                     |
|                               | 給付奨学金・申請対象外の者                                                 | A-5  | 大学等への入学時期に関する基準により申請対象外の者                                                             | ◎   | ◎    | ◎      |                     |
|                               |                                                               | A-6  | 在留資格等に関する基準により申請対象外の者                                                                 | ◎   | ◎    | ◎      |                     |
|                               |                                                               | A-7  | 資産基準により申請対象外の者                                                                        | ◎   | ◎    | ◎      |                     |
|                               | 給付奨学金・申請中の者                                                   | A-8  | 令和3年度給付奨学金・定期採用(前期)又は家計急変採用に申請中の者                                                     | ◎   | ◎    | ◎      |                     |
|                               | 給付奨学金・同時に申請予定の者                                               | A-9  | 令和3年度給付奨学金・定期採用(前期)又は家計急変採用に申請する者                                                     | ◎   | ◎    | ◎      |                     |
|                               | 給付奨学金・予約採用の採用候補者                                              | A-10 | 支援区分Ⅱ又はⅢの採用候補者で、令和3年度採用候補者決定通知【進学先提出用】の本紙を提出した者                                       | ◎   |      |        |                     |
|                               |                                                               | A-11 | 支援区分Ⅱ又はⅢの採用候補者で、令和3年度採用候補者決定通知【進学先提出用】の本紙を提出予定の者                                      | ◎   |      |        |                     |
|                               | 給付奨学金・予約採用の不採用者                                               | A-12 | 令和2年度給付奨学金・予約採用(高校等を通して申請)で、家計基準により不採用となった者                                           | ◎   |      |        |                     |
| B区分<br>新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項 | 主たる家計支持者 <sup>※2</sup> が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により収入が減少し、授業料納付が困難な者 | B-1  | 日本国や日本の地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 <sup>※3</sup> を提出できる者                                    | ○   | ○    | ○      | ○                   |
|                               |                                                               | B-2  | 世帯全体の収入減少後の所得及び臨時収入の合計額 <sup>※4</sup> が世帯全体の令和2年度(1～12月分)の所得と比較し1/2以下となっている者          | ○   | ○    | ○      | ○                   |
| C区分<br>従来制度に関する事項             | 経済的理由により授業料納付が困難な者                                            | C-1  | 経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者                                                    |     |      | ○      | ○                   |
|                               | 本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という)の死亡又は風水害等の罹災により授業料納付が困難な者      | C-2  | 新入生は入学前1年以内、在学生は授業料納期前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者 |     |      | ○      | ○                   |
|                               | その他やむを得ない事情により授業料納付が困難な者                                      | C-3  | (申請区分C-2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 ※免除の場合のみ<br>その他やむを得ない事情があると認められる者<br>※徴収猶予の場合のみ   |     |      | ○      | ○                   |

|       |                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請対象外 | 正規生以外の者<br>授業料を滞納している者<br>特別な理由無く修業年限を超えて在学している者<br>本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|

【注記事項】

※1 学業成績等に係る基準(修得単位数、GPA及び出席率)は、給付奨学金継続手続き時の書類で確認してください。

※2 主たる家計支持者とは、同一生計で収入を得ている者のうち、収入金額が一番多い(多かった)者です。  
申請者が留学生で、父母等が日本に居住していない場合は、本人又は配偶者となります。



- ※3 公的支援の受給証明書に係る対象の公的支援は、高等教育の修学支援新制度に準じます。  
日本学生支援機構ホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を参照してください。  
なお、支援を必要としている者の収入が減少したことについて審査を行わない制度(国による特別定額給付金など)は対象外です。
- ※4 収入減少後の所得は、次式により計算します。複数の収入がある場合は合計します。  
(所得の種類は、家庭調書(様式③)又は家庭調書(留学生)(R様式③)を参照)

【給与収入】

給与支給額＝控除前支給額(令和3年2月分)×12＋賞与見込み額(令和3年度)  
所得＝給与支給額－給与所得の控除額(次表)

表. 給与所得の控除額の算出方法

| 給与支給額       | 給与所得の控除額(万円) |
|-------------|--------------|
| 104万円以下     | 給与支給額×1.0    |
| 105万円～200万円 | 給与支給額×0.2＋83 |
| 201万円～653万円 | 給与支給額×0.3＋62 |
| 654万円～      | 258          |

【給与以外(事業等)】

所得＝(売上高(令和3年2月分)－必要経費(令和3年2月分))×12

【臨時的収入】

令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に得た臨時的な収入(保険金、支援金、補助金、給付金等)

【留学生】

収入減収後の所得 ＝  $\frac{\text{収入合計(月額)}}{12} \times 12 - \text{必要経費}$   
(R様式③の「②家計状況」により算出)